

静岡県公安委員会規程第6号

特定自動運行の許可等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

特定自動運行の許可等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づく特定自動運行（法第2条第1項第17号の2に規定する特定自動運行をいう。）の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可しない旨の通知)

第2条 静岡県公安委員会は、法第75条の12第1項又は第75条の16第1項の規定による許可の申請があった場合において、これを許可しないこととしたときは、当該申請をした者に対し不許可に関する通知書（様式第1号）によりその旨を通知するものとする。

(許可に関する意見の聴取)

第3条 法第75条の13第2項（法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第9条の22（規則第9条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（様式第3号）により行うものとする。

(指示等)

第4条 法第75条の26第1項の規定による指示は、特定自動運行に関する指示書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第75条の26第2項（法第75条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（様式第5号）により行うものとする。

(許可証の返納)

第5条 規則第9条の38第1項又は第3項の規定による許可証の返納は、許可証返納書（様式第6号）を提出させて行うものとする。

(公示)

第6条 法第75条の17の規定による公示は、公示書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第75条の27第3項の規定による公示は、公示書（様式第8号）により行うものとする。

3 規則第9条の38第4項の規定による公示は、公示書（様式第9号）により行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第 号

不 許 可 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった道路交通法 の規定による
の許可については、次の理由により行わないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

静岡県公安委員会

印

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日、別添1（ 許可申請書の写し）のとおり、道路交通法の規定による の許可の申請があったので、同法の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

（注） 不要な文字は、横線で消すこと。

第 年 月 日
号

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日、別添1（ 許可申請書の写し）のとおり、道路交通法
の規定による の許可の申請があったので、道路交通法施行規
則 の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

（注） 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(表)

第 年 月 日	
特定自動運行に関する指示書	
殿	
静岡県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

(注) 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、
を行うことを予定しているところ、同法 の規定に
基づき、意見を聴取します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

（注） 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

年 月 日

許 可 証 返 納 書

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏名又は名称

道路交通法施行規則第9条の38 第1項 の規定により、次のとおり許可証を返納します。
第3項

1 返納事由

2 返納事由の発生年月日

年 月 日

(注) 不要な文字は、横線で消すこと。

年 月 日	
公 示 書	
静岡県公安委員会	
道路交通法 の規定に基づき の許可をしたので、同法第75条の17 及び道路交通法施行規則第9条の26の規定により次のとおり公示する。	
許 可 証 番 号	第 号
特 定 自 動 運 行 実 施 者 の 氏 名 又 は 名 称 （ 法 人 に あ っ て は 、 そ の 代 表 者 の 氏 名 ）	
特 定 自 動 運 行 の 経 路	
特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
特 定 自 動 運 行 を 行 う た め の 前 提 と な る 気 象 の 状 況	
特 定 自 動 運 行 を 行 う た め の 前 提 と なる 道 路 の 構 造 並 び に 特 定 自 動 運 行 及 び 特 定 自 動 運 行 が 終 了 し た 場 合 に 講 じ ら れ る 措 置 が 他 の 交 通 に 及 ぼ す 影 響 の 程 度	
そ の 他 の 事 項	
許 可 年 月 日	年 月 日

様式第8号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

公 示 書

静岡県公安委員会

道路交通法第75条の27第1項の規定に基づき特定自動運行の許可を取り消したので、同条第3項及び道路
交通法施行規則第9条の34の規定により次のとおり公示する。

許 可 証 番 号	第 号
特 定 自 動 運 行 実 施 者 の 氏 名 又 は 名 称 （ 法 人 に あ っ て は 、 そ の 代 表 者 の 氏 名 ）	
特 定 自 動 運 行 の 経 路	
特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 帯 及 び 時 間 帯	
許 可 を 取 り 消 し た 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 事 項	

様式第9号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日	
公 示 書	
静岡県公安委員会	
道路交通法施行規則第9条の38第2項の規定により特定自動運行の許可が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。	
許 可 証 番 号	第 号
特 定 自 動 運 行 実 施 者 の 氏 名 又 は 名 称 (法 人 に あ っ て は 、 そ の 代 表 者 の 氏 名)	
特 定 自 動 運 行 の 経 路	
特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
許 可 が 失 効 し た 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 事 項	